

京都市告示第607号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和5年1月17日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
肥後歯科口腔外科クリニック	南区久世中久世町3丁目55番	令和4年12月1日
健幸薬局京都駅前LABO	南区東九条上殿田町40番地6 上殿田ビル1F	令和5年1月1日
薬局ダックス右京太秦東店	右京区太秦森ヶ東町26番地3	令和5年1月1日
セリーズ薬局	東山区本町二丁目61番1階	令和4年12月1日
薬局ダックス伏見石田大山店	伏見区石田大山町97番地	令和5年1月1日
スギ薬局在宅調剤センター 京都伏見店	伏見区竹田田中宮町12番地	令和5年1月1日
訪問看護ステーショングリ ム伏見	伏見区向島二ノ丸町87 向島スタジオフラッツ1階C号室	令和5年1月6日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)